

短期人間ドックを助成 受検前に申請を



40歳以上の国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者を対象に、短期人間ドックの助成事業を行っています。進んで受検し、健康管理と生活習慣の点検にお役立てください。

国民健康保険加入者

◇満40歳以上で1年以上香取市国民健康保険に加入している人

◇納期が来ている国民健康保険税を完納している世帯に属していること

後期高齢者医療保険加入者

◇市内に住所があり、後期高

齢者医療保険に加入している人

◇納期が来ている後期高齢者医療保険料を完納していること

■検査区分

人間ドック、脳ドックまたはその併用

■助成金額

2万円を上限とし、検査費用の7割を助成（助成は年度内に1回）

■申請方法

事前に申し込みが必要で、医療機関と受検日を決め、受検する2週間前までに、必ず市民課へ申し込んでください。受検後の申し込みはできませんのでご注意ください。なお、特定健診との重複受検は遠慮ください。

問い合わせ

市民課 ☎(50)1228

整骨院・接骨院 への上手なつきあい方



柔道整復師にかかる時 ②

健康保険で施術が受けられない場合 (保険証が使えないもの)

次のような施術は健康保険の対象とならないため、全額自己負担となります。十分注意して利用しましょう。

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど）が原因の痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- 病院や診療所などで同じ負傷などを治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

市民課 ☎(50)1228

小児慢性特定疾患 見舞金の支給

市では、小児慢性特定疾患の療養者、またはその保護者の精神的、経済的負担を軽減するため、見舞金を支給しています。

■対象 千葉県から小児慢性特定疾患医療受給券の交付を受けている人

■見舞金 月額2,500円

※支給月は7月、11月、3月の年3回

■申請に必要なもの 小児慢性特定疾患医療受給券、保護者の振込口座、印鑑

引き続き見舞金を受け取るために療養状況報告書の提出を

現在、見舞金を受けている人は、10月分以降の見舞金を受け取るために特定疾患療養状況報告書の提出が必要です。

■提出書類

◇特定疾患療養状況報告書

◇小児慢性特定疾患医療受給券（有効期間が平成25年10月1日からのもの）

■提出期限 10月31日(木)

問い合わせ 子育て支援課 ☎(50)1257

補聴器の購入費を助成 軽度・中等度難聴児



成します。

助成額は、難聴の程度や補聴器の形式により定められた基準額の3分の2となります。

■対象

次の全ての条件を満たす人
◇市内に住所があり、18歳未満であること

◇両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと

※30デシベル未満であっても医師が必要と認められた場合は可

◇補聴器の装用により、言語の習得などに効果が期待できると医師が判断すること

◇対象児の世帯に市民税の所得割額46万円以上の人がいないこと

問い合わせ

社会福祉課 ☎(50)1252

教育委員会会議を 傍聴しませんか

市では「開かれた教育委員会」を目指し、移動教育委員会を開催しています。各小中学校などに教育委員が直接訪問し、授業参観や児童生徒、教職員との交流を通じて、市民の皆さんの声を教育行政に生かせるよう努めています。

教育委員会の定例会議は、原則毎月1回（第4木曜日）開催し、必要に応じて臨時会議を開催しています。会議は簡単な手続きで、どなたでも傍聴できます。

なお、移動教育委員会などにより日時、場所を変更する場合がありますので、事前に問い合わせください。

■日時 毎月第4木曜日 14時～

■場所 市役所5階504会議室

問い合わせ 教育総務課 ☎(50)1220



家屋を取り壊したら届け出を 家屋滅失届のお願い

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として納める市税です。

年の途中で家屋を取り壊した場合には、その年度分の固定資産税額の変更はありませんが、届け出がないと翌年度以降の固定資産税が適正に課税されません。

家屋の全部または一部を取り壊したときは、税務課へ連絡ください。



問い合わせ 税務課 ☎(50)1223